

## 令和4年度 第1回 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会 議事録

○ 開催日時： 令和4年6月1日（水） 13:00～16:00

○ 開催場所： 仙台市役所上杉分庁舎 12階 教育局第1会議室

○ 出席者：

（委員） 仙台市立富沢小学校校長 伊藤恵子，東北工業大学地域連携センター主任 菅原玲，東北学院大学教授 永田英明（委員長），郡山矢来町内会会長 松 公男，国立歴史民俗博物館教授 三上喜孝，山形県立米沢女子短期大学教授 吉田 歆

※敬称略・五十音順

（県文化財課）技師 齋藤和機

（事務局） 生涯学習部長 柴田由紀，文化財課長 都丸晃彦，文化財課主査（調整担当）長島栄一，文化財課整備活用係長 工藤慶次郎，文化財課主事 五十嵐 愛，文化財課主事 妹尾一樹

（報道機関） 1名（河北新報社）

（傍聴人） 0名

○ 議事の概要

1 開会・委嘱状の交付（3名）

2 挨拶

**事務局（生涯学習部長）** 本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本市の郡山遺跡に関しましては保存管理計画は、現在のものが平成20年に策定しておりまして、既に13年を経過しております。この間、本委員会におきまして、ご指導いただきながら、郡山遺跡と陸奥国分寺跡の範囲確認調査を進めてまいったところでございます。その間に、文化庁からは平成27年になりますけれども、個別の史跡の性格や状況に応じて保存活用事業を適切に実施するために、これまでの保存管理の計画だけではなく、広く活用・整備を視野に入れた計画を策定するよう、助言といいますか、必要性が示されたところでございます。こうした状況をふまえて、本市におきまして、今年度より郡山遺跡につきまして、新たな保存活用計画を策定することとしておりまして、先ほど司会の方から申し上げた通り、新たに3名の委員に加わっていただきまして、合わせて10名の委員の皆様にご指導いただくこととしております。また、今年度は陸奥国分寺跡が国の史跡指定から100年を迎えるという事、また、陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設開館から5年を迎えております。こうした節目の年でもありまして、10月になります。が、全国国分寺サミットなどを仙台で開くということも予定しているところでございます。本日は、現地も見ていただきながら、今後の

調査の方向性や、将来を見据えた活用の在り方などについて、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 会議成立の確認・出席者の紹介

#### 事務局

続きましてここで本会議の成立について、確認をいたします。委嘱された委員は10名で、そのうち本日松委員を含めて6名出席を頂いております。過半数が出席しておりますので、要綱に定める要件を満たしております。よって、本会議は成立しております。ご報告いたします。

続きまして、本日まで出席の皆様をご紹介いたします。なお、わたくしがお名前を申し上げますので、その後一言ずつ自己紹介をいただければと思います。座ったままで結構でございます。では、五十音順にご紹介いたします。

仙台市立富沢小学校 伊藤恵子（いとう けいこ）様。

#### 伊藤委員

この度はどうぞよろしくお願いいたします。わたくし、2年前より宮城県連合小学校教科研究会の社会科部長、仙台市の小学校の社会科部長ということで、社会科教育に携わらせていただいています。今回このような機会を頂いて、わたくし自身が勉強するのと、会の会員たちにこのようなことを仙台市のほうで取り組んでいるという事を伝えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 事務局

続きまして、東北工業大学地域連携センター菅原 玲（すがわら れい）様。

#### 菅原委員

菅原でございます。着座にて失礼させていただきます。わたくし、仙台出身でございますが、あの震災の前まで千葉県の方で高校の教員をしております。地理歴史科を担当しておりました。その際に、三上先生のいらっしゃる佐倉の国立歴史博物館などにも何度も足を運ばせていただいた次第です。震災後は東北工業大学で産学連携、地域連携の仕事に携わっておりまして、主に復興十年間の間は被災地の再建ということで、地域支援、地域再建、まちづくり支援に主に参画して参りました。このような遺跡は、沿岸部にも多数にございましてやはり地域の骨となる軸を探し出して、バックキャストイングしていこうという動きなど、地域再生の取組を本学の教員らと共に、あるいは、大学間を超えて色々な大学の先生に参画していただきながら、地域再生にこの10年、微力ながら参加させていただきました。今回このようなお話をいただきまして、我々、わたくしとしましても学ばせていただくとともに、後世に残るような、後世の子供たちが、誇りに思えるような、動きに尽力できればいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 事務局

続きまして、国立歴史民俗博物館 三上 喜孝（みかみ よしたか）様。

#### 三上委員

千葉県佐倉市にあります国立歴史民俗博物館の三上と申します。よろしくお願いいたします。わたくし、専門が日本古代史ということでして、名簿をご覧くださいますと、古代史の研究者の方が非常に多いということで、私がどれだけその中でお役に立てるかというのがちょっと、不安なところもあるんですけども、わたくしの専門が出土文字資料というのが特に、古代史の中でも興味持って研究しております。郡山遺跡からもご存じのように木簡であるとかですね、そういった出土文字資料が確認されていると、

まあそういった関係でわたくしも何か、そこにご協力させてもらえればということを考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局**

続きまして、山形県立米沢女子短期大学 吉田 歆（よしだ かん）様。

**吉田委員**

よろしくお願いいたします。米沢女子短大の吉田と申します。県は隣なのでですね、近くにおりますので、何かありましたら、お声掛けていただければと思いますけれども。わたくしは元々は都の研究をしておりましたので、そういったこともありまして、その地方の官衙も興味を持っておりましたので、勉強させていただければなという風に思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局**

最後に、本委員会の委員長であります、東北学院大学 永田英明（ながた ひであき）様。

**永田委員長**

永田と申します。よろしくお願いいたします。現在は東北学院大学の歴史学科というところで、学生と一緒に勉強しているところです。郡山遺跡については、ご承知の方も多いと思うんですが、私たち学生のと時から勉強しながら育ってきたその郡山遺跡を調査、そしてこれからどういう風に活用していくかということについて、図らずも関わらせていただくということになってですね、何か不思議な縁を感じているところです。色々な視点から、先生方に入っていただいて、ご協力いただきながら郡山遺跡あるいは国分寺跡の魅力をどうやって伝えていくかという事についても、微力ながら力になっていけたらと考えておりますので、どうぞご協力の程、よろしくお願いいたします。

**事務局**

なお、荒木様、北野様、黒田様、渡部様は、本日、都合により欠席と連絡をいただいております。また、本日は宮城県文化財課の斎藤様にもご同席いただいております。

**宮城県文化財課**

宮城県文化財課の斎藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。史跡名勝天然記念物の保存管理の担当をしております、仙台市さんの取組をサポートしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

※事務局職員の紹介

4 本日の日程の確認

5 現地視察（郡山遺跡）

【帰庁後】

**永田委員長**

皆さん、お疲れ様でした。現場の方はすでに見せていただいたという事になりますが、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等の調査指導委員会ということで、これから進めさせていただきたいと思っております。今日は、郡山遺跡・陸奥国分寺跡の今年度の調査に対するご指導と、それからもう一つは、やはり先ほども言いましたように、これからの保存活用計画について、スタートということになりますけれども、まずは基本の計画をどのように作っていくかというための出発になる仕事になるかと思っております。郡山遺跡の今後の在り方、そのようなものを率直に意見等ですね、みなさんのお知恵をいただいて、いい方向に進められればという風に思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

※報道関係者向け説明

## 6 議事

**事務局** それでは、本日の後半の議事に移ります。要綱の定めによりまして、委員長が議長を務めることになっておりますので、ここからは永田委員長に議事を進めていただきます。永田委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

**永田委員長** はい、改めましてよろしくお願いいたします。まず議事に先立ちまして、先に議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。これにつきましては、私の他に三上委員にお願いしたいと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
※三上委員・他委員、了解

### (1) 協議事項

#### ①令和4年度の調査について

**永田委員長** では、三上先生、よろしくお願いいたします。議事のほうに入ってまいりたいと思っております。(1)の協議事項で、令和4年度の調査について、郡山遺跡、陸奥国分寺跡、それぞれあるかと思いますが、令和4年度の調査について、まず事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**事務局** 資料4をご覧ください。

郡山の令和4年度の調査については、先ほど見ていただいた通りでして、今後、調査成果がまた明らかになり次第、次回の委員会等で皆様にご説明差し上げたいと思っております。そして、資料4にあります、陸奥国分寺跡も、今年度発掘調査を行う予定でございます。調査の方法・場所についてだったんですけれども、図にあります、黒塗りの部分、そこが今まで発掘調査が行われた地点であります。これまでの発掘調査で南大門でございますとか、中門、金堂、講堂、僧房が一直線に並ぶというような伽藍配置でありますとか、東西の規模が242mということとかが分かってきてはいるんですが、北がどのぐらいの範囲に及んでいたのかというのが、これまでの調査で分かっていない課題でございます。昨年度も、北辺がどこまであるのかということで、図の左上にあります31-1、31-2というところで、発掘調査を行ったんですが、北辺を確定することはできませんでした。そのため今年度は、図の真ん中上側にあります、赤塗りの部分をR4年度の発掘調査予定箇所としております。この箇所を狙った理由は、一つがこれまでの調査で南大門、中門、金堂、講堂、僧房が一直線の軸で並んでいるということが分かっています、さらにその北側に北門なるものがあるだろうという想定で発掘調査区を設けております。そのため、南北に長い調査区を設けまして、これまでの発掘調査によって外側と内側を区画する施設としまして、築地塀(土壁)であったりとか、その外側に区画の溝があったりとか、また、出入りする門が東西南にそれぞれあるので、北側にもあるだろうという事を想定しております。それらの遺構の痕跡を探すということを主な目的とした調査予定でございます。調査期間としては、8月中旬から9月にかけて行う予定でございます。わたくしのほうからは以上になります。今年度の発掘調査の計画としてこのようなことを考えておりました。

**永田委員長** はい、ありがとうございます。郡山遺跡については先ほどご説明いただいたという事ですね、今後の8月から9月にかけての陸奥国分寺跡の計画について話をいただきました。今のご説明についてご質問とかご意見とか、ございましたら、委員の先生方、お願いいたします。

**吉田委員** 1点確認、なお確認ということなんですけれども、27-5というトレンチもございませうけれども、ここでは特段やはり区画施設は未確認だったというようなことでしょうか？それとも何かそれらしいものがあつたのかという辺りを教えていただけませんか。

**事務局** そうですね、27-5についてはですね、図を見ていただきますと、東西、破線で線を引いております。

**吉田委員** はい、はい。

**事務局** 実は、平成18年の発掘調査で、調査を行いまして、調査区の端っこにそれらしき溝が見えているというのを確認しておりました。なので今回それもあやしいということでわざと調査区に引っかけています。

**吉田委員** なるほど。まあ今回よく確認するという趣旨も含めてということで。分かりました。

**事務局** あとですね、周辺が現代の、郡山と一緒になんですけれども、より深い掘り込み等がございまして、隣の27-5では見付からなかつたけれども、ちょっと隣にずれたら、開発による削平を避けて残っているという可能性もございまして、そういった意味で隣接はしてるんですけれども、そちらも含めて、調査区を設定しているという形になります。

**吉田委員** はい、わかりました。ありがとうございます。

**永田委員長** では、その他いかがでしょうか。(しばし無言)では、私の方からも確認ということで、よろしいでしょうか。今の吉田先生のことにもかかわりますが、昨年度の調査で31-1と2とされていて、31-2の方ではその、西辺っていんでしょうか、そのそういったものが分かつた。北の方の31-1の方ではあまりよく分からなかつたという事だつたかと思つたので。今年はその二つをふまえて、北辺について、その間にあるのではないかという見通しもこめてという、そういう狙いとして理解している。

**事務局** ただ、南大門のところ、実際、今仁王門が建つておりますけれども、仁王門の下層の調査をしたときに南大門に伴う堀込地業の一部が残存してました。でありますので、まあそういう経験値の目線も持つてですね、この今回の調査予定地を掘れば、万が一、その北門の上部の礎石とかそういうものが、まあ飛ばされてたつていうんですかね、なかつたとしても、うまくいけば堀込地業の残骸でも残つていれば、一応北門の確定ができるのではないかという期待値を持つてるところであります。

**三上委員** ちょっと聞き逃してしまつたんですが、この区画施設を検出つていう区画施設は具体的に、築地？を想定しているんでしょうか。

**事務局** 想定している区画施設は主に三つございまして、一つが築地、また、築地の下にも、基礎という土台工事がございまして、それに伴う痕跡が一つです。また、その築地堀の外側に、区画の溝、同じような溝がめぐつております。二つ目としてはそういった区画溝を想定しています。そして三つめが北門ですね。北門の礎石、もしくは根固め石、そういったものを想定して、探していくということで調査を進めていこうと考えており

ます。

**三上委員** 基本的には、既に検出されている南辺の築地塀とか溝とか、その連続というか、その延長を想定しているということですね。はい、ありがとうございます。

**永田委員長** あとは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今、その北辺なりなんなり、確定するというのが一つの残されている課題かと思えます。その見通しが得られるのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、(1)協議事項の1番目につきましては、以上ということにさせていただいて、次に移らせていただきたいと思います。

## ②「史跡郡山官衙遺跡群保存活用計画」について

**永田委員長** 二つ目の協議事項ですが、史跡郡山官衙遺跡群の保存活用計画について、ということで、今日の大きな課題かと思えますので、こちらにつきましても事務局からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**事務局(課長)** はい、ではまず、初めにあたりまして、計画策定に至る経緯というようなところをご説明いたします。冒頭、部長のほうからのご挨拶にも若干あったんですけども、これまで、仙台郡山遺跡につきましては、平成20年の3月に策定しました、保存管理計画というものに基づいて、この間、保存管理に取り組んでまいりました。この計画については、その中に記載があるんですけども、概ね10年間を目途に見直しを図ることが一つの経緯としてございました。それからまた、平成30年に文化財保護法が一部改正されまして、従来の保存管理計画よりも、整備のこと、あるいは活用面できちんと、もっと記載すべき内容が追加された、そういった保存活用計画を作るようにという、文化庁のほうからそういった奨励がございました。この保存活用計画を策定して、文化庁に認定を受けることができるということになりまして、その認定のメリットとしまして、手続きの弾力化というのが挙げられています。例えば、郡山遺跡、国の指定史跡になっているわけですけども、史跡地内でなにがしかの現状変更をするときは、原則として文化庁長官の許可が必要になるのですけれども、この保存活用計画に認定を受けた場合は、そういった時も事後の届出で足りるというような特例、メリットがございまして、そういった手続きの弾力化も認定を受ければ、図られるというようなことになってございます。こういった、経緯に基づきまして、仙台市としましては、この令和4年、それからこの後詳しく説明しますが、来年度にかけまして、この調査指導委員会にお諮りしながら、作成してまいりたいと考えてございます。計画の素案の詳細につきましては、担当のほうからご説明申し上げます。

**事務局(担当)** では、素案の内容についてご説明いたします。資料は、綴られている資料の5と、本日机に置いておりました、資料6、それから、先生方に事前にお送りしておりましたが、参考と書いておりました、こちらの平成20年度の保存管理計画書も併せてご覧いただければと思います。

まず、今回作成しました素案ですが、そちらは平成20年度の管理計画書をベースにしておりまして、そちらに、この資料6とありますが、こちらは文化庁で出しております、

標準となる構成、このような構成で作成してくださいという例のようなものなんですけれども、こちらで足りない部分を足していく形で今回素案を作成しております。特に保存管理計画から変わった部分としましては、こちらの資料6の3頁目、5.大綱・基本方針とあるところがございますが、こちらの「史跡等の望ましい将来像を大綱として明示する」とありますが、今回の素案ではそちらを基本理念としまして、第4章で提示しております。あとは、2回目の委員会でのご検討となりますが、4番の現状・課題といったものも、保存管理計画には無かった部分になっております。

では、綴られている資料5のほうをご覧くださいと思います。6頁からが目次となっておりますが、こちらの目次も前の保存管理計画のものをおおよそ引用しておりますが、あくまで目安となっております。また、この項目にはございませんが、今後、今回の計画で使用している用語について、簡単に用語集などは付けたいと考えております。

進みまして、10頁からが第1章となっております。策定の必要性や目的、あとは11頁に委員会の活動状況というものがございます。今回、第1回目として、前半の1章から4章をご検討いただきまして、2回目、後半の5章から9章をご検討いただければと考えております。あと、3回目から5回目で、通して3回ご検討いただきたいと考えております。最終的には令和5年度の年度後半に印刷・刊行まで終わられればと考えております。

続きまして、図に關しての説明ですが、13頁をご覧くださいと思いますが、図の右下に「実際の計画では最新の地図に色付けを行った図を作製する予定です」と注意書きをしておりますが、こちらは基にしている地図が古いものでして、現在ですと新しい道路ですとか、あとは新たな宅地造成等でかなり区画が変わっておりますので、こちらは新しいものを今後作製していく予定です。他の図についても同じような注意書きがございますが、そちらの意味も今回のものと同様でございます。

進みまして、2章等は保存管理計画からあまり大きくは変えておりません。3章も、指定の告示文、官報ですとか、あとは指定の説明文等を引用しております。3章は18頁からとなっております。こちらが官報や説明文等を引用しております。そのまま進みまして、31頁をご覧くださいと思います。3番、発掘調査の成果とありますが、そちらの内容につきましては、保存管理計画から大きく変えておりませんが、写真等を追加しております。それから、33頁の平成17年以降という部分を足しております。

進みまして、37頁、38頁、こちらの図面につきましては今日見ていただいた最新の調査ですとか、そういった調査成果を反映しまして、建物配置を修正した新しいものを作製いたします。

40頁、古代史年表のところがございますが、1点修正がございます。689年の右側、陸奥国関係というところですが、陸奥国うきたむ郡のところの2文字目がすみません、文字化けしておりますが、これは後で修正いたします。その次からの調査年次一覧につきましては、保存管理計画以後の調査を足しております。

4番、他の法令等の図面が載っております。こちらにも新たに作製する予定です。4番は48頁となります。

さらに進みまして、53頁が第4章「仙台郡山官衙遺跡群の価値と本計画の基本理念」となっております。こちらの本質的価値につきましては、平成20年の保存管理計画の23頁と24頁において、「仙台郡山官衙遺跡群の価値」として、この時点で8つ、①～⑧までの価値を挙げておりました。こちらを基本的に踏襲しておりますが、今回はその、以前の①～⑧が小さな黒い点で表されております。前回の計画の8つに加えまして、2つ新たに項目を足しておりまして、10個の項目を更に4つに分けております。4つに整理した本質的価値というのが、①東北古代史のはじまりを象徴する遺跡であるということ、②律令国家が地方に配置した施設のスケール・様相を示す遺跡であるということ、こちらの②の2つ目は新たに足した項目になっております。さらに54頁に進みまして、③古代国家の政策を反映した東北における拠点であるということ、こちらの3つ目の点も新たに足した項目になっております。そして、④東北の拠点である仙台というまちの原点を象徴する遺跡であるということ、という形でお示ししております。一つ一つの項目、あるいはこのまとめ方等につきましては、特にご意見をいただければと考えております。

続きまして、55頁「本計画の基本理念」、こちらが先ほど標準のものでは「大綱」としていた望ましい将来像を示す項になります。文化庁の標準の例では、現状と課題を整理してから、将来像を示すという流れになっておりましたが、今回の素案では保存管理計画の章立てをそのまま活かした形で、いったん望ましい将来像を示してから、その達成のための方向性を示して、それに対する現状・課題を把握するという流れを考えております。下の方には、簡潔にワンフレーズで基本理念を示せたらということで、仮に3つ案を挙げておりますが、こちらにつきましても、ぜひご意見をいただければと思います。

続きまして、56頁「史跡を構成する要素」とありますが、こちらは計画の対象範囲を史跡と、それ以外の範囲に分けまして、その中で史跡の本質的価値を構成、あるいは本質的価値に準じるような要素というものと、それ以外の要素というものに分けております。ここまでは前計画と同じなんですけれども、今回の素案では新たに本質的価値以外を構成する要素、②の部分ですが、そちらを更に3つに細分しております。それが、史跡の歴史の変遷にかかわる要素と、保存管理活用に資する要素と、その他の要素となっております。こちらの個別の要素につきましては、右の頁の表と、さらに次の頁の58頁と、64頁にも大きい字で載せております。58頁を見ていきますと、初めが指定地にあって本質的価値を構成する要素ということで、こちらは地下の遺構ですね、石組池や石敷、あとは掘立柱建物跡などの遺構と、遺物と、それ以外の、遺構等は存在しませんが、官衙としての空間的利用もこちらに含めております。その下が、本質的価値を構成する要素以外の要素となっております。歴史の変遷にかかわる要素として、現場からも見えたかと思いますが、イグネ、屋敷林のイグネを挙げております。その下の保存管理活用に資する要素としてもイグネを挙げておりますが、こちらは現在生育している木は直接的には官衙とはかわりありませんが、天武・持統朝において蝦夷等の服属儀礼が行われた広場に槻ノ木があったと言われておりますので、史跡の本質的価値の理解に資するものとしてこちらにも入れております。それから、その下のその他の要素としましては、農地や民家、道路等があります。その次は図や写真等が載っております。

66 頁、最後の頁にいきますと、今申し上げましたような本質的価値にかかわる要素の分布状況や、史跡指定の状況から、郡山遺跡を 4 つの区分で分けております。こちらの区分けにつきましては、保存管理計画を踏襲したものとなっております。事務局からの説明はいったん以上です。

**永田委員長** はい、ありがとうございました。保存活用計画の素案ということで、ご説明いただきまして、今日は特にその 1 章から 4 章のご説明でありました。6 頁から 7 頁の目次を見ていただくと、全体の構成がお分かりいただけたと思うんですけども、今日お話しいただいたのはその左側の頁の、計画策定の目的、それから概要説明ですね。郡山遺跡の概要と、第 4 章の郡山遺跡、官衙遺跡群の価値と本計画の基本理念というところで。今日のお話しは、概要とそれから、特にその、郡山遺跡の本質的な価値としてどういうところをやはり認識をして、どういうところに価値があるのかといった基本的な考え方を整理するようところがメインになろうかなと、お伺いしました。5 章以下については次回以降になるかと思えますけれども、具体的なその—保存、管理等であるとか、活用、整備の方針とか計画については、5 章以下ということになろうかと思えますので、これについてはまた改めて、ご相談するということになろうかと思えます。まず今日は前半の部分、基本的な郡山遺跡の価値づけのようなどころを中心に、皆様に、この計画の案についてご意見等いただければと思います。事前に、資料等お目通しいただいている方も多いかと思います。ぜひ、お気づきのところなどありましたら、どこからでも結構でございますので、ご意見あるいはお気づきの点などございましたら、ご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

**三上委員** 目次を拝見したところ、以前のその保存管理計画書の目次を踏襲して作成されるというようなことかなと思ったのですが、一方でこの、文化庁で示されている資料 6 のほう、こちらと比較しますと、だいぶ構成が違うような印象を受けております。他の遺跡で、保存活用計画書の作成を立ち上げたりしてはいたのですが、たぶんこの保存管理計画と保存活用計画は大幅に変わっているのではないかと、その方針といいますか。ですので保存管理計画の目次を踏襲するよりもむしろ、こちらの文化庁が示している、マネジメント支援事業の、この構成に則って作成をした方が、いいのかなという気がいたします。結局またそれで、文化庁のほうから色々また指導が入ってくるんじゃないかと、ちょっと懸念がありますので、できるだけこの構成はですね、この文化庁が示しているものに則った形で、目次をつくられた方がいいかなと、ちょっと印象としてありました。

**永田委員長** そのことについては、事務局のお考え等はございますでしょうか。

**事務局** 昨年度、一度、文化庁の担当の調査官のほうに、こういった目次で作成しようと考えておりますという、お話しはさせていただいたんですけども。必ずしもこちらの構成に則る必要はないんですけども、文化庁から言われたのは、その、7 活用、8 整備というのがございますが、最初、保存管理計画ですと整備、活用の順で書いていたんですけども、これは文化庁の意図として、活用が先で、整備が後だと。こちらについてはご指導いただきましたが、それ以外の部分につきましては、ある程度自由でも良いというお話はいただきました。

**三上委員**　　そうですか。わかりました。

**永田委員長**　　まず、基本的なところかと思えますので、皆様、ご意見ある方はいますでしょうか。どうぞ、お願いします。

**菅原委員**　　すみません、歴史の専門家ではないので、ちょっとわかりやすく知りたいという立場から教えていただきたいんですけども、この計画が示されたときに、地図とかそういうものは、最新の地図に書き換えてお示しいただくということでしたが。こういうものだったんだという、ここにこういうものがあつたんだという、わからない人が見ても、わかるようなものにならないと、やっぱり難しい計画がどこかで進んでいるということになってしまいがちになるので。もしくは使っていただきたい小学校の先生や町内会、あるいは企業さんの参画を目指しておられるという事が前提であるならば、こういうものがここにあつたんだよというようなイメージですね、やっぱり見える化というのが少し、構想の中に、どこかに含まれていると、見るほうはとてもイメージが膨らみ、ワクワクするですとか、誇りが持てるとか、そういう方向に気持ちが行くのではないかなと、思っておりますので、その、少しイメージの見える化についてご検討いただければと思います。

**事務局**　　これは保存活用計画の素案なんですけど、通常の文化財の業務の中で、遺跡ごとのパンフレットを一定の成果が上がったごとに更新するという形で出しております。あるいは、こういう計画ものに関しましては、冊子となって出てくると難しいということがありますので、状況に応じて概要版というような形にすることも考えられます。

**菅原委員**　　そうですね。はい、いいと思います。

**事務局**　　4～5頁のとかを併用しながらですね、地元とか。

**菅原委員**　　そうですね。

**事務局**　　関係機関等にご説明するようにはしております。

**菅原委員**　　ありがとうございます。はい、いずれにせよ見える形があると、活用が促進されると思った次第です。

**永田委員長**　　ありがとうございます。では、それについては状況に合わせて、分かりやすいものを作っておきたいという形でお願いしたいと思います。

そのほか三上先生がおっしゃった全体的な構成の話がございました、後半の方は概ね文化庁の目次に沿うような形で作られている感じがして、前半の方が少し組み換えという感じなんですけれども。そのあたりについて、もし他にご意見ありましたら。

**吉田委員**　　難しいかもしれませんが。基本的にはご自由になさって大丈夫だというお答えだったので、安心いたしておりますけども、あの、多分そうは言いながらも何か「きも」が、あちらさんの、ここは肝所だからというのがあるんじゃないかなろうかと。ここを外さなければ大丈夫というのがあると思うんですけども、そのあたりは、事務局さんサイドでは、ある程度、明確に把握なさっているというか、認識なさっていらっしゃるのか。それとも、これからまた探りながらということでお考えなのか。よろしければ、そのあたり差し支えない範囲で結構ですので、お教えいただければと思います。

**事務局**　　はい、そうですね、文化庁の担当調査官のほうから言われたのは、先ほどの、活用と

というのは整備をしてからでなければ活用ができないというわけではなくて、整備をする前から活用を考えなければいけないんだという事です。順番、それを先にしたからといって、活用ができるかというわけではないんですけど、それを先に持ってきてくださいということは言われました。その他につきましては、今回文化庁の方には来ていただいていませんが、次回、現状変更等を扱う部分で、来られればというお話はいただいておりますので、その際に直接見ていただくのと、あと、今回ご検討いただいた内容を、素案に反映して、みていただきながら、進めていきたいと考えております。

**事務局（課長）** 1点、補足ですけれども、昨年度文化庁と少しご相談させていただくなかで、先生がおっしゃった「きも」というところに関して申し上げますと、今回は、保存活用計画ですが、そのあとに保存活用計画をふまえた整備基本計画というのを作ります。それは、具体的にこんな整備、あんな整備という、もっと具体的な計画です。結局、整備基本計画に記述する内容というのは、その前段となる保存活用計画できちんとおさえておく必要がある、ということがあります。そういう意味ではこの保存活用計画は少しこの先を想定して、少し大風呂敷といいますか、範囲を広げて、ゆくゆく整備基本計画を想定して、こうしたいというのがあれば、それが読み取れるようにしてほしいというご指導はいただいております。そういう意味では具体的な章で申し上げますと、第4章の本質的価値とか基本理念、この辺が大きく「きも」になるかなと考えております。

**吉田委員** ありがとうございます。

**永田委員長** 文化庁については次回はお参加いただけるという事ですし、まめにコミュニケーションをしていただいて、進めるというふうなことが肝要だと思いますので。他にいかがでしょうか。特にやはり先程課長さんからもお話しありましたが、今回出てきている4章の部分の、価値づけとか、そういうところで、こういう要素を取り込んだ方がいい、など。細かな文言、訂正とかもあるかもしれませんが、こちらの方でもお気づきになったことがあれば、あるいはそれを離れてでもかまいませんけど、何か気になることなどございましたら、ご発言いただければ。4章のところでは先程の、最初の本質的価値というところで、保存管理計画の8つ挙げていただいた。保存管理では8つ挙げていただいたところに、プラス2つを挙げていただいて、4点に整理をした、というところですので、その整理の仕方なども少し議論になろうかとは思いますが。

**事務局** 補足をいたします。こちらの、資料6の2頁目、3の史跡等の本質的価値とございますが、こちらに「史跡等の適切な保存活用の原点となるのは…」とありますが、2行目の「指定説明文及び追加指定説明文に立脚しつつ、当該史跡等の本質的価値を総括的に再整理・再確認し、明示する」とありましたので、素案ですと18頁の、指定概要の下の方3行、指定理由というのが一番短くまとまっておりますが、こちらと、あとは次の22頁から25頁の指定説明文、そういうものから読み取れるといいますか、立脚しつつ、整理した形になります。こちらを少しご参考いただければと思います。

**永田委員長** ありがとうございます。話が戻りますが、先ほどご説明はいただいたんですが、私のほうから質問させていただきます。この、郡山遺跡の保存管理計画書の中での8つの整理ですか、要点ですね、それに加えたところというのはどの点でしたか。

事務局

加えた部分をもう一度申しますと、②の2番目、53頁ですね、53頁の第4章1、本質的価値の②律令国家が地方に配置した施設のスケール・様相を示す遺跡の、2個目の点、「地方にあって、古代における日本という国の成り立ちに関わった、飛鳥時代の宮殿域（石組池・石敷・槻ノ木の広場）を体感できる貴重な遺跡である」というものを足しております。

2個目が、次の頁、54頁の③古代国家の政策を反映した東北における拠点の点の3つ目、「空閑地が設けられる構造は、九州（豊前国）において7世紀末から8世紀中葉まで営まれた福原長者原官衙遺跡にもみられ、古代国家が日本列島の東と西で中央の権威を示そうとした意図が伺える」、こちらを追加しております。

永田委員長

はい、分かりました。その加えていただいたところというのは、東北とか仙台というところを離れての、日本全国の中での価値付けというところを意識されたのかと、伺いましたけれども。この辺りについてもいかがでしょうか。

菅原委員

コミュニティとか自治体と基本理念を作成する場合にも、我々ちょっと気を付けることがあるんですけども、参考までに。今、並列的に1番から、4番までを文章でお示しいただいているんですけども。つまり、1、2、3、4の丸が、一言で言い表すなら、という大キーワードなのかなと。そこに3点なり4点付随しているという形だと思えますけれども。例えばこう、表のように見せてしまうか、何かその、見え方として文章で羅列されていると、最後の方に行くとなんだか前の方が分からなくなるという。

土台とそこに付随する、それを支えるものなのか、そこからの枝葉なのかというのがちょっと、今読み取れずに行ったり来たりってしているので、その土台の理念の中の枝葉なのか、いや、土台を支える柱なのかみたいなのところとか。もうちょっとこの、古代における拠点っていうのは、もうあちこちたぶんそうだと思うので、何がこの仙台郡山の一番のらしさっていうのはどこなのかなというのは、もしかしたら少し文章なり、一言なりというのがあった方がより、その新しい文化庁の目指したいところにたどり着くのであれば、そういう意図があってもよろしいのかな、というのがちょっと思いましたところでは。

ツリー構造にするとか、表組にしてしまうと、それが中央の中の位置的な大きさを示す図であったりとか、関係性であったりとかがあると、こんなに密接だったんだみたいなのが一目でわかると思うんですけど、文章だと、なんとなく説明が順番についてるという状況になるので、目で分かるといいのかなと思いました。すいません、ご検討いただければというレベルです。

永田委員長

ありがとうございます。内容的な項目立ての話と、わかりやすい形での整理を、ということ。

菅原委員

そうですね。

永田委員長

両方のことがあると思うんですけども。柱として今回立てていただいているのが、4つ、東北古代史のはじまりを象徴するという、まあ要するに古代の遺跡としては非常に古いものだ、という、時代ですね。それから2つ目は、地方に配置した、地方の遺跡として非常に格式が高くて、大きな、重要なものであるという事。3つ目が2つ目と被る感じなんですけれども、古代国家の東北政策というものが、非常に重要な政策な

ので、その拠点になるというところが、3つ目の柱としていますが、4つ目が、ちょっと地域的な視点ですよね、仙台の原点というような視点がありまして、この4点なんですけれども。

①や②というのは遺跡の評価としては非常にわかりやすいし、よく言われることかと思うんですけども、こういうところの整理について、もう少し整理をする余地はあるかもしれないという気はいたしますね。

事務局

やはり文字面だけでは、伝わりにくいというのはご指摘の通りだと思います。基本理念のほうではずら一とお話しをした、説明をしたあとに、なにかキャッチフレーズ的なものを、という風には考えておりますが、さらに、これに似たような、あるいはもっとこう視覚的に、ヴィジュアル的に、この価値というのがどういう風に組み立てられているのか、という事をこちらの方でももう一度整理しなおして、お示しできるように、検討したいと思います。ありがとうございます。

事務局

今日現地を見ていただいて、建物の配置が左右対称と見ていて、まあその通りだったところと、そうではなくて、個性的だったところがあったんだと思いますけどね。個性的であったところが、あの官衙、あの役所の中心部分の使われ方がどうだったのかなということ、一部反映しているんだと思うんですよ。そうなりますと、提案していて何なんですけど、③の古代国家の政策を反映した～の、2ポチ目で、Ⅱ期官衙の構造、建物配置については藤原宮をモデルとして考えられていると書いてはいるんですけど、これはⅡ期官衙の外側は藤原宮の規模感と、あるいは作り方なんだろうけど、中の建物とか、石組池、石敷なんかはむしろ藤原宮よりも前時代の配置なので、その使われ方が、その地方に対してどういう風な政策を施そうとしていたのか、そういうことを物語っているのかなと。そうすると今ここで挙げたのをもうちょっと、内容的に分離して表記する必要もあるのかなと、ちょっと感じている次第であります。

それと、④の仙台というまちの原点という風なタイトルを打っているんですけど、仙台というところでも、仙台開府400年という言葉が出てくるんですけど、政宗が城下町をつくったと。それは事実なんですけど、この郡山Ⅱ期官衙というのは、陸奥国の最初の国府で、そこから多賀城に移転したというようなストーリー性がありますので、ある意味仙台開府1300年とか、そういう要素も持っているという事を、この④のところでは何かの形で訴えていければなということ、期待したいというのが、ちょっと発信者側のベースにあるんですけども。

事務局（課長）

それに関して補足なんですけど、仙台というのが、仙台開府400年とあったことが、今、表記として漢字で「仙台」と書いてあるとどうしてもそこに捉われるんだとすれば、お示ししながら何なんですけども、ひらがなで「せんだい」。それまでも漢字の仙台になる前もせんだいではあったというようなところの意図を示したいのであれば、ここは表記としてはひらがなの「せんだい」と言うのがいいのかなと、今のご意見を伺って思った次第なんですけども。

事務局

補足です。確かにこの「仙台」と書くと、政宗が入ってきてからの仙台なんです。課長が言っているように。その前の「せんだい」と言うと「千代」と書いて呼んでいま

すので。それがどこまでさかのぼるか、よくわかりませんが、確かにひらがなで「せんだい」と書くのも、ひとつのやり方かなと思います。

**永田委員長** 事務局のほうからのご提案がありましたけれども、それに関して委員の先生方はどうでしょうか。

**松委員** まるっきり素人なんですけれども、今の4章までありましたけれども。私は、その一番最初にこの4つを持ってきて、その後に説明を加えていった方が、4つで、ああ、こういうのがあるんだというのが、どういう流れなんだろうと思ひ出させるような書き方も一つの方法じゃないかと思うんですけれども。

**事務局（課長）** おっしゃる通りだと思います。ページがまたがっていますので、見比べないと、というのがあって、パッと見て分かるようにということなどを、色々考えたいと思います。

**永田委員長** そうですね、それは確かに大事なこともかもしれませんね。柱として一番大事な、価値づけをどうするかという問題は、一番大事なアピールポイントではありますので。確かにそうかもしれませんね。それも検討の材料にさせていただくと。あと、少し表現等については、ご提案の内容などをふまえながら、もう少しキャッチフレーズの書き方自体も、少し検討の余地があるということになるかと思ひます。

**三上委員** 4番のところで、先ほど、街づくりの原点だということで、都市の中に遺跡が共存しているというのが、遺跡の一番の意味かなと。なかなか遺跡を都市の中で残していくというのは、難しいことではあるんですけれども、まあそれでも、今開発をしている都市の中で、そういう遺跡が共存しているということを訴えていくことによって、今ここで暮らしている人たちの意識をより喚起させることができるかなと。ひょっとしたらそういったような書きぶりにして、今の問題、今の私たちの、住んでいる私たちの問題なんだという事を、この本質的価値のなかに滑り込ませていったらいいかなと思ひておりました。

それからもう一つは、最近の研究では、東アジア的な視点というものがかなり求められています。元はといえば藤原宮にしても、東アジアの、当時はそういったものの影響を受けているわけなんですけれども、それがこの郡山遺跡の中でも、素案にも中国風の都城…とありますけれども。最近では中国だけでなく、朝鮮半島も含めた形で、都城研究、都城の比較研究が進んできたりしています。その中で、非常に大きな意味を持っているんだというようなところも、少し東アジアまで広げた形の補助詞があってもいいかなという風に少し思っただけです。はい、以上です。

**永田委員長** その辺は渡部（育子）先生からも何かご指摘がありましたでしょうか？

**事務局** 55頁の基本理念の本文、上から4行目で、東アジア史の中における日本古代国家、まさに、今、三上先生がおっしゃったような、これは前計画のときに、確か今泉先生が入っていた文章なんです。まさに、その視点をその時持っていた。それをより、我々が具体的に書き込めるかどうかはちょっと、かかっているような気がしています。

**永田委員長** そうですね。どうやって書き込みましようね。まあでも必要なことだと思います。

**事務局** その点については、今週初めに、渡部育子先生が、みて、こちらを含めた感想の中で、

お寺というのは、東アジアの中で広がっていったものなんだから、決して東北の中だけでどうこうというだけじゃない、視点を持っていかれたらいかがですか、ということ。それから、郡山にお寺をつくったということは、そこには当然技術者が入ってきているので、全国のそういう建築物に対する技術の導入とか、そういうことを視野に入れて、おまとめになったらいかがでしょうか、という意見を披露されておりました。

**永田委員長**　そうですね、色々ございます。東アジアの話からまた戻ってしまうかもしれないんですけども、東アジア的ないろいろな技術の交流とか文化の交流の一つの場所でもあるし、また、東アジアに限らず、いろんな地域の交流の場ですよ、郡山遺跡自身も。日本の国内での色々、様々な地域の人々の交流の場でもある、ということでもあるので。そういう技術とか文化の接点みたいな視点はどこかに加えてもよいのでは。そうすると今のご意見なんかも含めていけるのかなというようにも、ちょっと今感じました。そうすることによって、何というか、仙台の原点でもあるし、普遍的な価値をやっぱり持つ遺跡であるということも強調していけるかなと。はい、ありがとうございます。この文章の本質的価値のところについて、みなさん色々ご意見いただいておりますが、そのほかのところについてはいかがですか。

**事務局**　いま、本質的価値、それから基本理念のところ、色々ご意見いただいておりますが、55頁、本計画の基本理念、先ほど来、お話いただいておりますが、そういった本質的価値、基本理念を、ぎゅっと凝縮した、キャッチフレーズ的なものとして、先ほど案を3つほどお示しました。これに捉われず、こういうキーワード、こういう言葉は、必ず入れたいねとか、あるいはこの案の中でこの部分は特に大事にしたい、あるいは逆に、いやこれはちょっと適切ではないんじゃないかと、そういったところでご意見を伺えればと思います。いかがでしょうか。

**永田委員長**　この、基本理念のところですよ。

**事務局**　はい。

**松委員**　一つ、よろしいですか。先ほど、事務局がおっしゃったようにですね、基本理念案の1の仙台という町の原点、「仙台」がですね、なんか気になるんですね。先ほどの説明からすると。ですから、仙台、漢字のままでいいのか、ひらがなにこれ、直した方がいいのか、その辺ちょっと今、迷ってたんですけども。

**事務局**　この表記は、検討する必要があるのかなと思います。先ほど来、申しましたように、漢字ですと、どうしても政宗のイメージになってしまう、いわゆる、近世の、江戸時代的なイメージになってしまうかなというところはございます。

**松委員**　もしですね、変えられるとすれば、注釈か何かしておけばいいのかなとは思いますが、その、仙台のそういう表記をしたのは、こういう事なんだよということがあって、より分かりやすくなるのかなと思います。

**菅原委員**　最終的にはこの3つから、ないしは、もしかしたら増えるかもしれないんですけど、一つに、キャッチなり、キーワード、コピーを探すという作業に入るわけですよ。選定するということですよ。

**事務局**　変更を含めてということですよ。

**菅原委員**

なるほど、はい。今、会長と少し意見が近いんですけど、「仙台」についてはご説明いただいた通り、理解はできるんですけど、その、まちの原点というのが、古代から平安とかを通してあそこにずっと都市や、市（いち）とかが栄えていて、色々こう、中心地だったのかというような印象が、ちょっと私はかみ合わなくて、原点と言われると、ちょっと違和感はあるってしまうというのが正直なところです。なので、原点という言葉はどうしてもお使いになりたいのかなというところと、それがちょっと気になったポイントです。

それとあと、三上先生がおっしゃったように、ずっと人がそこで何らかの営みや政（まつりごと）の関係性があったんだという事を今の人間が感じる事が、わあすごいな、こんな千年も前に、ということだと思うので、何かつながってるんだよというか、そんなことが何か醸成できないかなと。今日すぐにというと、ちょっと難しさがあるなと思っているんですけど、そこはちょっと捉え直しができる、何か伝わるのかなという気がしております。

ちょっと確認したいのは、仙台という言葉はどうしても入れなきゃいけないかという事とか、まちの原点であるという位置づけにしたいのかというところを事務局さんにはちょっと確認をしたいなど。そこがもうちょっと緩やかにというか、結びつくような印象が持てるといいのかなという気がしています。せっかくの遺跡なので。

**伊藤委員**

私からもいいですか。ほんとに全然こういう事は疎いので分からないのですが、今ちょっとお伺いしたときに、郡山遺跡という話をしたときに、あそこは多賀城よりもっと古い、という話がぼっと出てきて、それだけやっぱりすごい価値として認めているんだなという意識を持ちました。それで、このところを何回も繰り返し読むと、やはり古代より陸奥国の中心であった、そして多賀城とも勝るとも劣らないという文章もありました。やっぱり今日見てきたところがいかにすごいところなのかということ、ほんとに東北としてすごく大きな価値があるところなんだよなということが、仙台・宮城と限定するのでは、この価値観が狭まってしまう。本当は多賀城ができる前からここは陸奥国の起点だったよというすごさが、もしかして子供たちや一般の方たちは理解できない、伝わらないかなと思いました。

それで、ここを見ると、古代国家の形成の壮大さ、古代国家の形成という歴史的なすごさ、スケールの大きさが伝わるようにしていったらどうなのかなと。この説明ではすごくしっかり書かれているのに、何となくこう、仙台のいろいろな計画にのせることによって、かえってスケールがもっと小さいものとして伝わっていくんじゃないかなという心配はありました。感想です。

**永田委員長**

ありがとうございます。貴重なご意見かと思えます。はい、どうぞ。

**事務局**

個人的な捉えもあるかもしれないのですが、あの郡山地区、あるいは太白区にお住まいの方々の、アイデンティティという大げさかもしれませんが、そういう地元の宝であるという、その地元への誇りであるとか、そういったものも遺跡を通して、感じていただきたい、持っていただきたい、という思いがあり、「まちの原点」だとか、「仙台」という表記につながりました。一方で今ご指摘いただいたように、スケール感等は日本

のみならず、東アジアの視点から見ても、非常に貴重なものだと、そういうところもアピールしたいという思いもありました。ちょっと、視点が定まっていないというところが、原因かと思えますので、その辺り、先ほどの、あの本質的価値4つを、どのように位置付けていくかということともからめて、整理をし直す必要があるのかなと思っております。

**事務局**

ちょっとその整理をし直す意味での、一つの、情報提供というか、材料なんですけれども、2つほど。

一つは、あそこにあの役所があって、8世紀の初めから半ば、後半にかけてどんどんと、歯抜けするように移転したんですね。移転してしまった後は、平安時代になるともう、極端なことを言うと水田地帯みたくなくなって人がいなくなっちゃうみたいな状態なんですよ。なので、必ずしも確かに、まちの原点といった、継続性を訴えるのはちょっと難しいのかなという感想を一つ持っています。

それから、松さんを前に恐縮なんですけど、郡山中学校があそこにあるんですが、中学校が開校するとき校章をどういう校章にしようかと、その当時の校長先生、ウメスケオさんという人が考えたんだそうです。それで、考えたことが、中学校の教科書を見ると、河川のあるところに文明がおきると、それで広瀬川と名取川が、こう交わるような、あの校章にして、それで郡山文化とは何かということ在地元の子供たちに、問うというような、教育姿勢をもってあの学校の開校を望んだという話を聞きました。その、ウメ先生存命のときに。

**事務局 (部長)**

スケールが大きいですね。

**永田委員長**

ありがとうございました。価値づけとして、その地域の人たちの、誇りであったり、アイデンティティにというの、方法としては必ずしも仙台という点だけにこだわる必要は、確かにないのかもしれないので。むしろ、歴史的な価値づけをもっと、ある意味正攻法できちんとやるという事も手なのかなと思います。基本のそういうことも、もう少し、もう一回検討しなおして、案をつくるという形になりますかね。

**事務局**

あとは、ぜひ、先生方からこういう、いいキーワードがあります、など出していただきたいです。

**永田委員長**

そうですね。ぜひ先生方に出していただいて。

**事務局**

そういうところをぜひご提案をいただければ。今日は、ぱっとは出てこないかと思いますが、後でも結構でございますので、お寄せいただければと思います。

**三上委員**

もう今の議論、閉じつつあると思って。やっぱり原点というのは、歴史を単線的に捉えてしまうことになりかねないので、それはやめた方がいい。それで、ちょっと今考えたのが、例えば、「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」。これ全部一応含めたんですよ。現代の都市と共存する、古代国家の壮大な遺跡を、それを市民の宝にしようと、そういう感じかなと、今お聞きして。まとめるとそんな感じかなと。だから、おっしゃったように、この都市の原点がですね、郡山遺跡だというような言い方だと、ちょっとこう、やっぱり誤解を受けるかと。あくまでも、今現在の私たちが遺跡と共存しているんだという、その痕跡が非常に大きな意味を持つ遺跡だという。そし

てそれを更に市民の誇れるようなものにしたいという、その3つくらいですか。それをこう、含めたようなフレーズがいいかと思います。

**永田委員長** 大体、理念についても、今、三上先生から提案いただきましたので、先生方も少しご検討いただいて、出していただければなと思います。その他いかがでしょうか。斎藤さん、何かお気付きのこととかございますか。

**宮城県文化財課** 県文化財課の齋藤です。3点ほど、議論の中で気づいた点について、発言させていただきます。

まず1点目、目次について、先生からご指摘があったかと思いますが、あの資料6のマネジメントの標準はあくまで標準だということは、文化庁から示されておりまして、全国的に見ますと、従っているところと、従っていないところがございます。本県も割と従っていない部類に入るので、仙台市さんの考えというのは一応理解できるところがございます。ただ、法定計画に認定をするにあたって、資料6に基づいた、いわゆるチェック項目というのがございます。何でもかんでもOKというわけではない、というのがございますので、従わないなら従わないなりに、それをどういう風に対応させるのかというのを、あらかじめ戦略的に組み立てる必要があるのかなと考えたところでございます。

2つ目が、計画の構成についても、この議論の中であったことでございますが、本質価値というのは、いわゆる学術的な成果に基づいた、この史跡が持っている価値、プライオリティってところなんです。その学術的な成果に基づいて、その価値というのを端的に示したものがまず来て、その次に、構成要素という章があると思いますけども、その価値は、その史跡の中で顕在化させているものは何なのか、というところで、構成要素という分類が初めて起こりうるんです。じつは、保存活用計画は、その構成要素までが、いわゆる計画を策定するまでの事実記載といいますか、データになります。それをもとに仙台市さんとしてどうしていきたいかというもの、どういう措置をとっていかかというのが、理念以降の章になる。なので、計画の構成というのは、その1章から、その構成要素までというのが、いわゆる前段になって、仙台市さんのお考えを書くのが、理念以降の章になるという理解をもっといただければと思います。そうした点をふまえると実は、基本理念の位置が、本質的価値と構成要素の間に今入っているので、そこがちょっと一般的じゃないのと、私としてはそれはどういう風に整理されてたんだらうかなというところで、ちょっと疑問を持ったところでございます。

3点目については、課題感についてですが、平成20年の計画でつくられて、十数年でアップデートするということになると思います。史跡を守るということは、学術的に重要なところを保存していくということになると思うんですけども、やはり先程、先生がおっしゃっていただいたような、都市の中にあるということも、いわゆる、問題だったりとか、とても顕在化しやすいものでございます。特に土地利用が非常に活発なところで守っていくというところが、非常に問題点として大きいと。いずれ何かしらの問題が発生し得るのかなと思うので。それについて今の計画で何が足りないのか、これからどうしていくべきかという、そういう課題感というものを、もし仙台市さんとして、ご提

示できるのであれば、その課題感を示した上で先生方からご意見を賜れば、よりいいものができるんじゃないかなと、今日のお話を聞いて思ったところでございます。すみません、あの、3点ほど長く話して申し訳ございませんが、県としては以上になります。

**永田委員長** ありがとうございます。今のお話しについて、事務局からなにかございますか。

**事務局** 最後の、課題感を整理してから、というのは確かに我々、もう一步深めて委員会にかける、という部分があってもいいだろうと反省をいたします。それと2つ目の、理念の位置づけについては、ちょっと私ども、今すぐ答えられるものではないので、これは国との協議の中で、もうちょっと位置づけについて、整理して、これをどこに入れるかというのを検討させていただきたいなと思っております。一番最初のご指摘については、その通り、チェック項目、ツボを外さないようにいたしますという事で。

**永田委員長** よろしいですか。

**宮城県文化財課** はい。

**永田委員長** ありがとうございました。それではだいぶ議論も進んできたように思いますが、この保存活用計画の素案につきまして、そのほかにご意見、気になる点等ございますでしょうか。特にないようでしたら、事務局からは、何か補足はございますか。

**菅原委員** すみません、1点だけ確認させていただきたいことが、56頁の構成要素の部分を確認したいんですけど。この構成要素の書かれ方だと、右頁に確認にいかないと要素の確認ができないというのが、ちょっと私はつらいかなと感じているんです。これだけだと構成要素が、私の頭の中に入ってこない。斎藤さんがおっしゃっていた構成要素というのと、もうちょっとエビデンスとして違う意味を持っている部分等あるのかなというのをちょっと思っていて、なぜこの書き方になっているのかというのを知りたかったというか、他に書き方もあればご検討いただきたいなというところがあります。多分、構成要素がすごい重要な位置になるとすれば、隣の頁の資料を見てねという書き方だと、ちょっと乱暴とは言わないですけど、ちょっと難しいというか、把握がしづらい。それよりも、もうちょっと古代の中核だったとか、東アジアの影響を大変受けているとか、あとは課題で、土地の問題があるとか、そういうカテゴリ別に作って4つの柱を作ってツリーにするとか、そのエビデンスの見せ方もちょっとあるのかなと。それを次の頁に詳しく、例えば記載するのであれば、こういう隣の頁のような形になさるのもいいのかなと思うんですけど、ちょっと表2を見てくださいますか、表3をみてくださいみたいだと、この中身だとわからないのかなというのが、読んでいて思った感想でした。

**事務局** このツリー形式にしたのは概要を示すという事で、これは文化庁のほうから示されているものを模しているんですが、ただ、今おっしゃっていただいたように、じゃあ本質的価値は何なのというのはこの表からは見えてこない。それを右側の頁で、細かく書いているんですが、その中間段階といいますか、それでももう少し見やすくできればいいのかなと今ちょっと思ったところですので、見せ方といいますか、表記のしかた、その辺りをちょっともう少し、検討してまいりたいと思います。

**菅原委員** ちょっと(1)－①とか、(1)－②じゃなくて、そのものを示す要件で書いていただいた方がいいんじゃないのかなと思うんですけど。

**事務局** 本質的価値を構成する要素はこれだよ、というのがずばりここに。

**菅原委員** ああ、そうです。その箱の中にいくつか例を書くとか、その方が、ああこっちなんだとか、環境要素はこうなんだなというのが、目と言葉と、構造で分かるとは思うんですけど。

**事務局** ここ1頁を全部ツリー状にして、具体要素も、あるいは要素の中身がわかるような言葉を添えたりということが可能であれば、もう少し分かりやすくはなるのかなというところでしょうか。

**宮城県文化財課** シャベったことというか、話題になったことがあるので、補足で解説をさせていただきますと、構成要素自体は、史跡自体、いろんな時間軸の中でいろんなものが積み重なってありますよね。現代のものから当時のものまで。その中で史跡として、価値はどこかという、おそらく飛鳥時代の物だ、遺構だ、というのがここで共通するものだと思います。でも、それ以外に、その文化財として指定されている、括られている指定範囲の中にはいろんなものがあるので、それをピラミッド型に分解していく必要がございます。ヒエラルキーを作っていく。それをなぜするかというと、いずれ整備とか価値という、守っていかなくちゃいけないものという風に、問題にぶつかったときに、これはどういう風に処置すべきかという事を、この構成要素の分解から読み解いていくということが、この分解する意味になっている。私たちは立ち返って何を守るべきなのか、というのをこの構成要素を分解する作業で示した内容から、もう一回その現場で立ち返って戻ってくることに、この提示の意味があるので、先ほど事務局がおっしゃったような示し方、階層的な示し方というのも一つの手だと思います。そういう意図で作られたほうがいいのかと思います。

**永田委員長** はい、ありがとうございました。そこも考慮して、さらに検討していければと思います。それでは、いかがでしょうか。事務局の方から、何か、他にございますでしょうか。

## (2) その他

**事務局(課長)** 本日は長時間にわたりまして、ご議論、ご指導いただきまして、ありがとうございます。本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、今後の調査や計画策定を進めてまいりたいと思います。なお、次回、第2回の委員会は、今のところ9月の上旬を予定しております。

ご報告が2件ほどございます。1つ目は、「史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設」の入館者数が5万人を達成いたしました。平成29年に開館したこの施設は、今年7月でちょうど開館5年目を迎えますが、先月9日に入館者5万人を達成しております。

2つ目は、大正11年の10月に史跡指定を受けた陸奥国分寺跡が指定から今年でちょうど100年を迎えます。これを記念しまして、10月8日(土)になるんですけれども、「第12回全国国分寺サミット2022 in 仙台・陸奥国分寺」という催し物を開催いたします。国分寺サミットは、全国の国分寺跡・尼寺跡の所在する、地方自治体の首長さんや、担当者が集まっていいただいて、遺跡の保存活用についての情報交換を行ったりですとか、それ

から地域の魅力を発信したり、といったことを目的に開催しているものでございます。今回は東北大学の堀先生のほうから「陸奥国分寺・国分尼寺と疫病・皇位継承」と題したご講演をいただくこと。それから、仙台市長の他に、伊賀市長さん、それから国分寺の市長さんなどもご参加いただいて、パネルディスカッションを予定してございます。委員の皆様には後日改めてご招待状をお送りいたしますが、是非ご出席いただけますよう、ご案内申し上げます。私からはご報告、以上で終わります。

**永田委員長** はい、ありがとうございます。それでは、そのほかに特にございませんでしょうか。特になければ、これで本日の議事の一切を終了したいと思います。では、事務局にお返しいたします。

**事務局** 長時間にわたりまして、先生方、本当にどうもありがとうございました。これを持ちまして、本日の郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会、終了といたします。本当にどうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

今日の議論で足りなかった部分について、お気づきになったときは、どうぞ事務局のほうに寄せていただければと思っております。なお、次の会議の前には、今回と同じように一応たたき台の物はまた、送らせていただきますので、お時間をとって恐縮ですが、見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

**永田委員長** 分かりました。よろしくお願いします。

**事務局** では、本日はこれで終了といたします。ありがとうございました。

以上